

2024年10月10日
住友生命保険相互会社

「アセットオーナー・プリンシプル」の受入れについて

住友生命保険相互会社（取締役 代表執行役社長 高田 幸徳、以下「住友生命」）は、アセットオーナー（資産保有者としての機関投資家）として「アセットオーナー・プリンシプル」に賛同し、受け入れることを表明します。

「アセットオーナー・プリンシプル」は、2023年12月に政府が公表した「資産運用立国実現プラン」の一環として、2024年8月に政府が策定したもので、保険会社を含むアセットオーナーの運用・ガバナンス・リスク管理に係る共通の原則となります。

住友生命は、同プリンシプルの受入れを表明し、アセットオーナーとしての責任を果たしていくことで、一人ひとりのよりよく生きる（ウェルビーイング）に貢献し、「豊かで明るい健康長寿社会」「持続可能な社会」の実現を目指していきます。

・「アセットオーナー・プリンシプル」の各原則および住友生命の対応

原則1. アセットオーナーは、受益者等の最善の利益を勘案し、何のために運用を行うのかという運用目的を定め、適切な手続に基づく意思決定の下、経済・金融環境等を踏まえつつ、運用目的に合った運用目標及び運用方針を定めるべきである。また、これらは状況変化に応じて適切に見直すべきである。

住友生命は、持続可能な社会の実現への貢献と、中長期の安定的な運用収益の確保を両立するという運用目的を定めています。その上で、資産運用の目標や方針を、適切な意思決定プロセスを経て定め、経済・金融環境の変化等に応じ適宜見直しを行っています。

原則2. 受益者等の最善の利益を追求する上では、アセットオーナーにおいて専門的知見に基づいて行動することが求められる。そこで、アセットオーナーは、原則1の運用目標・運用方針に照らして必要な人材確保などの体制整備を行い、その体制を適切に機能させるとともに、知見の補充・充実のために必要な場合には、外部知見の活用や外部委託を検討すべきである。

住友生命は、原則1の運用目標・運用方針を実現する上で必要となる、専門性を有した人材の確保・育成などの体制整備に取り組みます。加えて、更なる知見の充実のために、グループ内出向等の人材交流やトレーニー派遣等による外部知見の導入に取り組み、社外の知見を活用することが必要な専門性の高い投資分野については、外部委託運用の活用による知見向上に努めています。

原則 3. アセットオーナーは、運用目標の実現のため、運用方針に基づき、自己又は第三者ではなく受益者等の利益の観点から運用方法の選択を適切に行うほか、投資先の分散をはじめとするリスク管理を適切に行うべきである。特に、運用を金融機関等に委託する場合は、利益相反を適切に管理しつつ最適な運用委託先を選定するとともに、定期的な見直しを行うべきである。

住友生命は、運用目標の実現のため、運用方針に基づき、収益性向上、運用効率性の向上、ノウハウの獲得などの効果を踏まえて、自家運用／外部委託といった運用方法の選択を適切に行うほか、投資先の分散や、リスク・リターンのバランス等の観点からリスク管理を適切に行っています。運用の外部委託においては、外部委託先に関する社内規定に基づき、利益相反を適切に管理しつつ、委託先の経営体制、運用実績、リスク管理体制、その他の要素を考慮の上、最適な運用委託先を選定するとともに、委託後に定期的なモニタリング・振返りを行い、委託先の見直しを適宜行っています。

原則 4. アセットオーナーは、ステークホルダーへの説明責任を果たすため、運用状況についての情報提供（「見える化」）を行い、ステークホルダーとの対話に役立てるべきである。

住友生命は、説明責任を果たすため、統合報告書、サステナビリティレポート、責任投資活動報告書等の各資料の発行を通じて、運用状況についての情報提供（「見える化」）を行っています。

原則 5. アセットオーナーは、受益者等のために運用目標の実現を図るに当たり、自ら又は運用委託先の行動を通じてスチュワードシップ活動を実施するなど、投資先企業の持続的成長に資するよう必要な工夫をすべきである。

住友生命は、自らにおいて、建設的な対話および議決権行使からなるスチュワードシップ活動を実施し、かつ運用委託先に対しては投資先との対話活動の取組みを促すなど、投資先企業の持続的成長に資する取組みを行っています。

具体的な取組みに関しては、以下 URL*より責任投資活動報告書を併せてご参照下さい。

* 住友生命 HP : <https://www.sumitomolife.co.jp/about/csr/initiatives/realization/investment/index.html>

以上